

令和 7 年度 花壇コンクール用草花苗生産業務委託

設計書

(当初設計)

業務番号

業務名 花壇コンクール用草花苗生産業務委託

履行場所 明石市内 3 箇所(大蔵海岸公園・石ヶ谷公園・明石海浜公園)

工 種

委 託 費				概 要	
	実 施 (前回変更)	今 回 変 更		増 減 額	
設 計 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)		円 (円)	
委 託 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)		円 (円)	
執行方法	委託	履 行 日 数 または 履 行 期 限	契約日の翌日から 令和7年12月20日まで		
(起工理由)				草花苗生産業務 1式	
				前払い	無
				中間前払い	無
				部分払い	無

総括情報表

単価適用年月日	0-07.06.01(0)		
	今 回	前 回	

工事費内訳書

頁0-0002/0003

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本委託費							
花壇コンクール用草花苗生産業務委託							
ビオラ リルバ [®] 又はフローラルパ [®] ワークリア [®] イロー同等品以上 3号ポット 種子、播種、育苗及び納入の手間及び経費含む		16,800		株			
ビオラ リルバ [®] 又はフローラルパ [®] ワートゥルブ [®] ルー同等品以上 3号ポット 種子、播種、育苗及び納入の手間及び経費含む		16,800		株			
クリサンセマム ノースポール(株サカサ製)又は同等品以上 3号ポット 種子、播種、育苗及び納入の手間及び経費含む		16,800		株			
パンジー よく咲くスマ [®] ・チェリー(株サカサ製)又は同等品以上 3号ポット 種子、播種、育苗及び納入の手間及び経費含む		16,800		株			
キンセンカ シトラスオレンジ(株サカサ製)又は同等品以上 3号ポット 種子、播種、育苗及び納入の手間及び経費含む		16,800		株			
直接費計							
業務価格計							

工事費内訳書

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
消費税相当額							
合 計				式			

仕 様 書

(適用)

第1条 本仕様書は、花壇コンクール用草花苗生産業務委託に適用する。

(責務)

第2条 本委託業務は、すべて法令等の定めによるほか、契約書、仕様書、設計書に基づき、市担当者の指示のもとに忠実に誠意をもって迅速に遂行し、すべて受託者の責任業務とする。

(疑義)

第3条 受託者は、入札前に設計図書を精査し、入札に応じること。設計図書、その他に疑義のあるときは、入札前に解決すること。落札後に疑義を生じた場合は、市担当者と十分協議の上、市担当者の指示に従うこと。

(法令等の遵守)

第4条 受託者は、本委託業務の実施にあたり、関連する法令及びそれに基づく条例規則等を遵守しなければならない。

(中立性の保持)

第5条 受託者は、常に中立性の保持に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、本委託業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(履行期間)

第7条 本委託業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年12月20日までとする。

(作業計画)

第8条 受託者は、あらかじめ作業計画を立て、市担当者の承諾を得なければならない。

2 受託者は、委託業務の状況を十分調査検討の上、受託者の考え方について市担当者と打ち合わせを行うとともに、連絡を密にし、作業の進捗状況を随時報告すること。

(委託内容の変更等)

第9条 本市は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、または業務を一時中止することができる。

(設計変更)

第10条 本市から設計変更を指示し、委託業務料を変更するときは、設計金額に対する委託業務料の比率により精算する。ただし、記載単価のない場合は、当事者双方協議して、決定するものとする。

(履行期限の延長)

第11条 受託者は、その責によらない理由で履行期限までに本委託業務を完了できないときは、本市に遅滞なく、その理由を付して、履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、双方協議して定める。

(損害補償)

第12条 本委託業務において、受託者の責により生じたすべての損害補償は、市担当者の指示に従い、受託者の費用により処理すること。

(秘密保持)

第13条 受託者は、本委託業務を処理するにあたり、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委託業務内容)

第14条 本委託業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 目的

明石市が実施する花壇コンクールにおいて、参加団体に対して支給する草花苗を生産するものとする。

(2) 品質

- ① 5種の草花苗を設計書とおり生産すること。
- ② 納品する花苗の品質基準は、国土交通省「公共用緑化樹木等品質・寸法規格基準（案）」（第5次改訂版）を適用する。
- ③ 天災等に起因する被害を草花苗に与えた場合、異品種に変更することができるが、必ず同一数量納品すること。
- ④ 草花苗は、3号ポットで栽培すること。
- ⑤ ポットは花色に合わせること。

(3) 納品方法

3号(24入り)トレイを使用し、トレイの運搬は受託者の費用負担とする。

(4) 納品日

令和7年11月中旬～下旬のうち平日3日間とし、納品日は納品場所ごとに異なる。納品時間は午前9時30分を標準とし、詳細については別途指示を行う。

(5) 納品場所

下記、明石市内3か所とする。

大蔵海岸公園（明石市大蔵海岸通2丁目11）

石ヶ谷公園（明石市大久保町松陰1126-47）

明石海浜公園（明石市二見町南二見8）

(検査)

第15条 納品日の概ね2週間前に本市の品質・出来形検査を受けなければならない。

(提出書類)

第16条 受託者は、下記書類を提出して、市担当者の承諾を得ること。ただし、市担当者が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 契約締結後7日以内に提出するもの

- ① 着手届 1部
- ② 工程表 1部

(2) 完了時、提出するもの

- ① 完了届 1部

納品場所位置図

大蔵海岸公園

納品場所位置図

石ヶ谷公園

納品場所位置図

明石海浜公園



別紙写真



3号ポット